

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表(5)の部への項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同部ホの項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同部ヤの項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同部ユの項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表(9)の部アの項及び備考1中「以下の部」の次に「及び次の部」を加え、同部備考3中「次の部」を「(11)の部」に改め、同表中(19)の部を(21)の部とし、(16)の部から(18)の部までを(18)の部から(20)の部までとし、(15)の部アの項中「(17)の部」を「(19)の部」に改め、同部を同表(17)の部とし、同表中(14)の部を(16)の部とし、(13)の部を(15)の部とし、(12)の部備考4、6及び10中「(15)の部、(16)の部及び(17)の部」を「(17)の部、(18)の部及び(19)の部」に改め、同部を同表(14)の部とし、同表中(11)の部を(13)の部とし、(10)の部アの項及びイの項中「(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請」を「(9)の部」に改め、同部を同表(11)の部とし、同部の次に次のように加える。

(12) 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請	ア 住宅の構造 又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (10)の部備考2の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅維持保全計画認定申請の手数料の金額の半額
	イ 住宅の構造	変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき

及び設備に変更が生じないもの		10,000円
	変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき 18,000円
	変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき 29,000円
	変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき 48,000円
	変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき 77,000円
	変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき 116,000円
	変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき 196,000円
	変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき 250,000円
	変更に係る戸数が301戸以上のもの	1件につき 284,000円
備考 (9)の部備考4は、この場合に準用する。		

別表その3 建築関係の表(9)の部の次に次のように加える。

(10) 長期優良住宅維持保全計画認定申請	ア 一戸建ての建築物	1件につき 74,000円
	イ 一戸建ての建築物以外の	床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき 74,000円

建築物	床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 174,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 277,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 1件につき 549,000円
	床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1件につき 983,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 1,690,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 1件につき 3,129,000円
	床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 1件につき 4,475,000円
	床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1件につき 5,487,000円
備考	
1 申請書に確認書等の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物	

にあつては56,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 100平方メートル以下のもの 56,000円
- (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 141,000円
- (3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 222,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 458,000円
- (5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 837,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1,467,000円
- (7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 2,750,000円
- (8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 3,995,000円
- (9) 30,000平方メートルを超えるもの 4,942,000円

2 (9)の部備考4は、この場合に準用する。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
別表（第2条関係） その1 税関係・その2 戸籍等関係（略） その3 建築関係		別表（第2条関係） その1 税関係・その2 戸籍等関係（略） その3 建築関係	
手数料を徴収する事項		手数料を徴収する事項	
手数料の金額		手数料の金額	
(略)		(略)	
(5) 建築物建築等の許可申請	(略)	(5) 建築物建築等の許可申請	(略)
	へ 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築に関する特例の許可		(略)
	ホ 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築に関する特例の許可		ホ 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築に関する特例の許可

現行				改正案			
(略)				(略)			
ヤ		建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく一時的に使用する用途変更の許可	(略)	ヤ		建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく一時的に使用する用途変更の許可	(略)
ユ		建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく一時的に使用する用途変更に関する特例の許可	(略)	ユ		建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく一時的に使用する用途変更に関する特例の許可	(略)
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(9)	長期優良住宅建築等計画認定申請	ア 新築 (ア) 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以	(略)	(9)	長期優良住宅建築等計画認定申請	ア 新築 (ア) 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以	(略)

現行			改正案		
	下この部において同じ。)			下この部及び <u>び次の部</u> において同じ。)	
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
<p>備考</p> <p>1 アに係る申請書に、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この部において「確認書等」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては37,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部及び<u>次の部</u>において「法」と</p>			<p>備考</p> <p>1 アに係る申請書に、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この部及び<u>び次の部</u>において「確認書等」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては37,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部及び<u>(11)の部</u>において「法」と</p>		

現行

いう。)第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に定める建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を上記の手数料の金額に加算した金額とする。

4 (略)

改正案

という。)第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に定める建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を上記の手数料の金額に加算した金額とする。

4 (略)

(10) 長期優良住宅維持保全計画認定申請

ア 一戸建ての建築物

1件につき 74,000円

イ 一戸建ての建築物以外の建築物

床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき 74,000円

床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 174,000円

床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 277,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方



現行	改正案	
		メートル以下のもの 1 件 につき 549,000円
		床面積の合計が2,500平方 メートルを超え5,000平方 メートル以下のもの 1 件 につき 983,000円
		床面積の合計が5,000平方 メートルを超え10,000平方 メートル以下のもの 1 件 につき 1,690,000円
		床面積の合計が10,000平方 メートルを超え20,000平方 メートル以下のもの 1 件 につき 3,129,000円
		床面積の合計が20,000平方 メートルを超え30,000平方 メートル以下のもの 1 件 につき 4,475,000円
		床面積の合計が30,000平方 メートルを超えるもの 1 件につき 5,487,000円

現行

改正案

備考

- 1 申請書に確認書等の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては56,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。
  - (1) 100平方メートル以下のもの 56,000円
  - (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 141,000円
  - (3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 222,000円
  - (4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 458,000円
  - (5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 837,000円
  - (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1,467,000円
  - (7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 2,750,000円
  - (8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 3,995,000円
  - (9) 30,000平方メートルを超えるもの 4,942,000円
- 2 (9)の部備考4は、この場合に準用する。

現行				改正案			
(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請	ア 新築	(ア) 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における同部アの手数料の金額の半額	ア 新築	(ア) 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (9)の部備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における同部アの手数料の金額の半額	
		(略)			(略)		
	イ 増築又は改築	(ア) 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における同部イの手数料の金額の半額	イ 増築又は改築	(ア) 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (9)の部備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における同部イの手数料の金額の半額	
		(略)			(略)		
(略)				(略)			
				(12) 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請			
				ア	住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (10)の部備考2の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅維持保全計画認定申請の手数料の金額の半額	

現行	改正案	
	イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの	変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき 10,000円
		変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 18,000円
		変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 29,000円
		変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 48,000円
		変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 77,000円
		変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 116,000円
		変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 196,000円

現行		改正案	
			変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 250,000円 変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 284,000円
		備考 (9)の部備考4は、この場合に準用する。	
(11) (略)	(略)	(13) (略)	(略)
(12) (略)	(略)	(14) (略)	(略)
備考 1～3 (略) 4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部及び次の部において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる		備考 1～3 (略) 4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部及び次の部において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる	

現行	改正案
<p>基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 ウに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、<u>(15)の部、(16)の部及び(17)の部</u>において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この部、次の部、<u>(15)の部、(16)の部及び(17)の部</u>において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定</p>	<p>基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 ウに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、<u>(17)の部、(18)の部及び(19)の部</u>において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この部、次の部、<u>(17)の部、(18)の部及び(19)の部</u>において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定</p>

現行			改正案		
した額を合算した額とする。 11 (略)			した額を合算した額とする。 11 (略)		
(13)・ (14) (略)	(略)		(15)・ (16) (略)	(略)	
(15) 建築 物エネルギー消費 性能向上 計画認定 申請	ア 非住宅建築物 又は複合建築物 に係る非住宅部 分（以下「非住 宅建築物等」と いう。）（建築 物エネルギー消 費性能基準等を 定める省令（平 成28年経済産業 省令・国土交通 省令第1号。以 下この部及び <u>(17)の部</u> におい て「省令」とい う。）第10条第 1号イ(2)及び 同号ロ(2)に定	(略)	(17) 建築 物エネルギー消費 性能向上 計画認定 申請	ア 非住宅建築物 又は複合建築物 に係る非住宅部 分（以下「非住 宅建築物等」と いう。）（建築 物エネルギー消 費性能基準等を 定める省令（平 成28年経済産業 省令・国土交通 省令第1号。以 下この部及び <u>(19)の部</u> におい て「省令」とい う。）第10条第 1号イ(2)及び 同号ロ(2)に定	(略)

現行		改正案	
	める基準（以下この部及び次の部において「モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。）		める基準（以下この部及び次の部において「モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。）
	(略)		(略)
(略)		(略)	
<u>(16)</u> ～ <u>(19)</u> (略)	(略)	<u>(18)</u> ～ <u>(21)</u> (略)	(略)
その4 開発関係～その6 その他 (略)		その4 開発関係～その6 その他 (略)	